児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

※制度改正により、令和3年3月分から児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護している父、母又は父母に代わって児童を養育している方。

1. 両親が離婚した児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が一定程度の障害状態にある児童
4. 父または母の生死が明らかでない児童
5. 父または母に1年以上遺棄されている児童
6. 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※個々の家庭が支給要件に該当するかどうかは、保健福祉グループにお問い合わせ下さい。

申請に必要なもの

1. 請求者と対象児童の戸籍謄(抄)本（父母離婚、死亡等記載のあるもの）
2. 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
3. 印鑑
4. 請求者名義の金融機関の普通預金通帳
5. 個人番号が分かる書類（通知書・カードなど）
6. その他必要書類（詳しくは、保健福祉グループにお問い合わせください）

手当額

請求された月の翌月から支給が始まり、2か月分の手当が　1・3・5・7・9・11月の年6回、受給者が指定した口座に振り込まれます。

	手当額（月額）	
	全部支給	一部支給
対象児童1人	44,140 円	44,130 円～10,410 円
対象児童2人	53,240 円	54,540 円～15,620 円
対象児童3人	60,810 円	60,780 円～18,750 円

※対象児童4人目以降は、1人につき 6,110 円加算。

所得制限限度額

下記の限度額以上の所得がある場合には手当が支給されません。

（単位：円）

扶養親族数	受給者本人				扶養義務者	
	全部支給		一部支給		全部停止	
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1 人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2 人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3 人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4 人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000

例. 対象児童1人

所得額	区分	手当額
87 万円未満	全部支給	44,140 円
87 万円以上 230 万円未満	一部支給	44,130 円～10,410 円
230 万円以上	全部停止	支給なし

手当の一部支給停止措置について

手当の受給開始から5年を経過するなどの要件に該当する受給者の方は、届出をすることが必要になりました。具体的には、受給者の方が就労していることや求職活動をしていること、障害の状態にあることなどを届け出れば、それまでと同様に児童扶養手当を受給することができるというものです。

届出が必要となる方へは、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送付しますので、期限までに必要な手続きをしてください。

手当を受給している方の手続きについて

手当を受給されている方については下記のとおりの手続きが必要になりますので、
該当される方は手続きしてください。

現況届	毎年８月１日～８月３１日に手続きをし、審査を受けます。 この手続きをしないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。 また、日程が近くなりましたら案内文を送付いたしますので期日までに提出してください。
子どもが増えたとき	額改定請求書を提出していただきます。 翌月から支給額が増額されます。
子どもが減ったとき	同様に額改定届を提出していただきます。 翌月から支給額が減額されます。
その他の変更	他にも転出、転入の住所変更や、公的年金をうけられている場合など手続きが必要になりますので、 何か変更があった際は保健福祉グループまでお越しください。